

## 訪問介護 / 要介護

※1 「身体介護」を30分ごとに84円を加算し、上限なくサービスを提供することができます。

※2 「身体介護」+「生活援助」の場合：上表の「身体介護」の料金に「生活援助」20分から起算し、20分ごとに67円を加算し、75分以内(201円)を上限とします。

※表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の訪問介護計画に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※訪問介護の提供時間が2時間未満の間隔で実施された場合には、所定時間の合算を行い、上表の料金にて請求を行います。但し、緊急時訪問介護加算又は医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合には、2時間未満の間隔で実施された所定時間の合算は行わず、実際に提供された訪問介護の所定時間での請求を行います。

区分	対象時間	所定単位数に対する加算率
早 朝	6:00 ~ 8:00	1回につき、所定単位数の100分の25
夜 間	18:00 ~ 22:00	
深 夜	22:00 ~ 6:00	1回につき、所定単位数の100分の50

- 初回加算                    2,000円 (200円/1割負担)
- 緊急時訪問加算            1,000円 (100円/1割負担)
- 特定事業所加算Ⅱ        所定単位数×10%を加算します。
- 処遇改善加算Ⅰ            基本報酬額+加算額=合計金額×13.7%を加算します。
- 特定処遇改善加算Ⅰ       基本報酬額+加算額=合計金額×6.3%を加算します。
- 介護職員等ベースアップ等支援加算    基本報酬額+加算額=合計金額×2.4%を加算します。
  
- 交通費                      無料